

第245回一関市教育委員会定例会

日時 令和5年2月16日（木）

午後1時30分から

場所 一関保健センター栄養指導室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第5号 一関市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第2 議案第6号 一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第3 協議第2号 学区外及び区域外就学に関する許可事由の見直しについて

3 報 告

(1) 市立中学校教職員の不祥事について (資料No.1)

(2) 行事報告及び行事予定について (資料No.2)

4 その他の事項

5 閉 会

第245回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第5号	一関市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第6号	一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
協議第2号	学区外及び区域外就学に関する許可事由の見直しについて

一関市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一関市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和5年2月16日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

一関市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

一関市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成17年一関市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別の週休日及び勤務時間の割振り) 第4条 [略] 2 第1項の割振りは、特別の形態によって勤務する必要がある日を含む特定の4週間以内の期間において、1週間当たり2日の週休日（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、2日以上の週休日）を設け、かつ、1週間当たりの勤務時間が38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、市町村立学校職員の給与等に関する条例第26条第3項の規定に基づき別に定める時間）となるようにしなければならない。 3・4 [略] (育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定) 第8条 第2条第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条	(特別の週休日及び勤務時間の割振り) 第4条 [略] 2 第1項の割振りは、特別の形態によって勤務する必要がある日を含む特定の4週間以内の期間において、1週間当たり2日の週休日（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> 又は <u>第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、2日以上の週休日）を設け、かつ、1週間当たりの勤務時間が38時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、市町村立学校職員の給与等に関する条例第26条第3項の規定に基づき別に定める時間）となるようにしなければならない。 3・4 [略] (育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定) 第8条 第2条第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条

第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で校長が定めるものとする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で校長が定めるものとする。

2 [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の一関市学校職員の勤務時間等に関する規則の規定を適用する。

理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行うもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第6号

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和5年2月16日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程（平成17年一関市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定) 第2条の2 第4条に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律 第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間の割振りは、1日に つき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。 2 [略]	(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定) 第2条の2 第4条に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律 第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間の割振りは、1日に つき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規程について所要の改正を行うもの。これが、この議案を提出する理由である。

法律第六十三号（令三・六・一一）

◎地方公務員法の一部を改正する法律 【抜粋】

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の三」を「第二十二条の五」に改める。

第二十二条中「六月」の下に「の期間」を加え、「正式採用に」を「、正式のものと」に改め、「地方公共団体の規則」の下に「。第二十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項において同じ。」を加え、「一年に至るまで」を「一年を超えない範囲内で」に改める。

第二十二条の二第一項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第三章第二節中第二十二条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第二十二条の四 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。第三項及び第四項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

3 第一項の規定により採用された職員（以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

4 任命権者は、条例年齢以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務をする職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

6 第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。

第二十二条の五 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 地方公共団体の組合の任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第一項ただし書及び第三項から第六項までの規定を準用する。

第二十六条の三第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に、「休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して」を「休職され、又は」に改める。

第二十八条の四の前の見出し及び同条から第二十八条の六までを削る。

※ 削除した条文は次のとおり

（定年退職者等の再任用）

第二十八条の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならない。

4 前項の年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。

5 第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。

第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。）に採用することができる。

2 前項の規定により採用された職員については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

3 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第二十八条の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用するものとする。

第二十八条の六 第二十八条の四第一項本文の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により採用された職員については、第二十八条の四第二項から第五項までの規定を準用する。

協議第2号

○学区外及び区域外就学に関する許可事由の見直しについて

1 学区外及び区域外就学に関する事務の取扱いについて

児童生徒の就学校については、住民基本台帳に基づき指定していますが、特別な事情に限り、指定校の変更（学区外就学）や他市町村からの就学（区域外就学）を認めています。

学区外及び区域外就学に関する事務については、事務取扱要領に基づき実施しており、許可事由については、別表のとおり定めています。

2 協議に至った経緯

現行の事務取扱要領別表2については、文言の一部から単純に距離がより近い学校に就学できると誤認し、毎年問い合わせがあるものです。

現行の事務取扱要領別表3の（2）については、本来学校に入学が決定し、児童クラブに入所するという流れが、数年前から児童クラブに入所すれば学区外就学ができると捉える保護者がおり、児童クラブが対応に苦慮していると苦情があったものです。

また、令和4年度より学区限定のない民間の児童クラブが運営されており、市教委として意図しない学区外申請が今後行われる可能性があります。

上記2点の事由については、誤解を与えやすい文言であり、今後も保護者や児童クラブから同様の問い合わせが想定されることから、今般、事務取扱要領別表に定める学区外及び区域外就学に関する許可事由の見直しを協議するものです。

3 協議事項 事務取扱要領別表2及び3の見直しについて

文言により保護者の誤認もしくは拡大解釈し、市教委として意図しない形で利用されてしまう恐れがある。また、今後、さらに市内全域を対象とした児童クラブが開設されいくと一部の学校に児童が集中する可能性があるため、現行の事務取扱要領別表2及び3の（2）とともに、文言の加除修正を行おうとするものです。

別表（第2条、第3条、第5条及び第6条関係）

許可事由	添付書類	許可期間
1 特別支援学級の該当児童及び生徒で、指定校に該当学級がない場合	(就学支援委員会に確認のこと)	事由喪失まで
2 通学距離及び交通環境、通学の安全上等から、特に配慮を要すると認められるとき。		学年末または卒業年度終了まで
3 両親がともに勤務している等により、他に保護者に代わって保護するものがいないときで、次の各号に該当する場合		
(1) 祖父母等が両親に代わって保護し、祖父母等の家から通学する場合	保護者の勤務証明書	事由喪失まで
(2) 児童クラブに登録したとき。	保護者の勤務証明書及び児童登録証明書	事由喪失まで
4 保護者が自営業等に従事しており、その事業を営む店舗等から通学するとき。	自営業従事申告書	事由喪失まで
5 家屋の建築等のため住所異動の予定があり、異動するまでの間、現住所から異動予定先を通学区域とする学校へ通学するとき。	建築確認通知書の写し又は事実を証する書類の写し	異動予定先に住民登録をするまで
6 小学校第5学年及び第6学年又は中学校全学年の学齢児童生徒が年度途中に他の通学区域に転居した場合		卒業年度終了まで
7 小学校第1学年から第4学年までの学齢児童が年度途中に他の通学区域に転居したとき。		当該学年末まで
8 兄弟姉妹が学区外就学又は区域外就学の許可を受けて希望校に在籍しているとき。		兄弟姉妹の許可された期間
9 その他、特に教育的配慮が必要と認められるとき。		必要と認められる期間

別表（第2条、第3条、第5条及び第6条関係）

許可事由	添付書類	許可期間
1 特別支援学級の該当児童及び生徒で、指定校に該当学級がない場合	(就学支援委員会に確認のこと)	事由喪失まで
2 通学距離及び交通環境、通学の安全上等から、特に配慮を要すると認められるとき。		学年末または卒業年度終了まで
3 両親がともに勤務している等により、他に保護者に代わって保護するものがいないときで、次の各号に該当する場合 (1) 祖父母等が両親に代わって保護し、祖父母等の家から通学する場合	保護者の勤務証明書	事由喪失まで
(2) 指定の通学区域内に利用可能な放課後児童クラブがない等、やむを得ない理由で他の小学校の通学区域内にある放課後児童クラブを利用する場合	保護者の勤務証明書及び指定の通学区域内の放課後児童クラブが発行する確認書等	事由喪失まで
4 保護者が自営業等に従事しており、その事業を営む店舗等から通学するとき。	自営業従事申告書	事由喪失まで
5 家屋の建築等のため住所異動の予定があり、異動するまでの間、現住所から異動予定先を通学区域とする学校へ通学するとき。	建築確認通知書の写し又は事実を証する書類の写し	異動予定先に住民登録をするまで
6 小学校第5学年及び第6学年又は中学校全学年の学齢児童生徒が年度途中に他の通学区域に転居した場合		卒業年度終了まで
7 小学校第1学年から第4学年までの学齢児童が年度途中に他の通学区域に転居したとき。		当該学年末まで
8 兄弟姉妹が学区外就学又は区域外就学の許可を受けて希望校に在籍しているとき。		兄弟姉妹の許可された期間
9 その他、特に教育的配慮が必要と認められるとき。		必要と認められる期間

・事由2については、「通学距離」の文言を削除した。
(通学距離だけでは、客観的な判断が困難であるため許可をしていないため)

・事由3の2については、自分が通学する学校に児童クラブがないことや入所を断られた等の事由が発生した場合に学区外通学の対象となるよう追記し添付書類についても資料3に変更した。

確認書

日付 : 年 月 日
住所 :
施設名 :
代表者 :

記入例

確認書

現在、登録児童数が定員を超えており、〇〇 〇〇（児童名）について当児童クラブにおいて、登録できないことをお知らせします。

日付 : 年 月 日
住所 : _____
施設名 : _____
代表者 : _____